

商工会は行きます。聞きます。提案します。

# さぼ〜と



## 第86号 南丹市商工会だより

発行者

南丹市八木町八木東久保 28-1

南丹市商工会

Tel 0771-42-5380 Fax 0771-42-5734

## 新年のごあいさつ

南丹市商工会 会長 寺田弘和

新年あけましておめでとうございます。

会員事業所様並びにご家族、従業員の皆様方におかれましては、輝かしい新春をご健勝にてお迎えになられましたことを心よりお慶び申し上げます。旧年中に南丹市商工会にお寄せいただきましたご厚情にお礼を申し上げ、本年も相変わらぬご指導、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、令和3年を振り返りますと、春から夏にかけてはコロナ感染の拡大に伴い終息のめどがたたない中で、東京オリンピックパラリンピックが無観客の異常な形で開催され、感動のシーンもありましたが、個人的には地方にとってはなんのメリットがあったのだろうか、と考えさせられるイベントであったように思われます。京都南丹市花火大会や京都南丹園部城祭りも中止となりましたが、園部お城通り食堂として飲食店の有志による販売が盛況に開催されました事は喜ばしいことであり、今後のイベント事業を考えるうえで何かヒントを得たように思います。南丹市花火大会の大規模イベントは多額の資金が必要になり、今年は見直した状態での開催に向け、委員会が知恵を絞って頂き開催する予定です。

昨年秋から冬にかけコロナ感染が終息に向けた動きになり、南丹市市制15周年記念事業「オペラ内藤ジョアン」の開催が成功裡に終え徐々に人の流れが戻りつつあります。しかしまだまだコロナ前に戻るには時間がかかるように思われますが、その間商工会になんでも相談していただき、伴走支援ができる職員体制を整えていますのでよろしく申し上げます。オミクロン株の猛威がまた心配されますがどうか広がらない事を念じております。また、長年の課題でありました中心市街地構想と商工会本所移転に伴う案件を平成29年の臨時総代会で決議し、その後棚上げ状態で現在までできておりますが、本年は重要案件に位置付け、京都銀行横市有地の新たな活用方法や本所移転構想案を作成していきたいと思っております。本年も経済団体の代表として会員様の先導に立って旗をふりますのでご支援ご協力をよろしくお願いいたします。

結びにあたり皆様のご繁栄とご健勝、平安をご祈念申し上げ、年頭のごあいさつと致します。本年もどうかよろしくお願い申し上げます。





# 南丹市小規模企業支援事業補助金について



南丹市では、市内の小規模企業者の方々の経営安定のため、対象資金の融資を受けた場合の利子の補給と京都信用保証協会の信用保証料の助成制度を行っています。

	融資制度名	限度額
対象融資制度	1 ㈱日本政策金融公庫：経営改善貸付制度	2,000 万円
	2 京都府：小規模企業おうえん資金(ベース枠・ステップアップ枠)	2,000 万円
	3 京都府：あんしん借換資金(セーフティネット枠・緊急枠)	8,000 万円
	4 ㈱日本政策金融公庫：新規開業資金	4,800 万円
	5 ㈱日本政策金融公庫：女性・若者／シニア起業家資金	4,800 万円
	6 ㈱日本政策金融公庫：事業承継・集約・活性化支援資金	4,800 万円
	7 京都府：開業・経営承継支援資金	8,000 万円
<p>&lt;対象外の融資制度&gt; ※特別利子補給制度を受けた融資制度(実質無利子・無保証料)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・㈱日本政策金融公庫：新型コロナウイルス対策マル経融資</li> <li>・京 都 府：新型コロナウイルス感染症対応資金 など</li> </ul>		
対象者	<p>この補助金の交付を受けられる小規模企業者(常時使用する従業員の数が 20 人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者にあつては5人)以下の法人又は個人。)の資格は次の全てを満たす方となります。</p> <p>(1)市内に主たる事業所を有する者</p> <p>(2)市税を完納している者</p> <p>(3)南丹市商工会の会員</p>	
利子補給額	<p>平成 31 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までに新規に借り入れた対象の各融資の令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までに支払った利子額(延滞等に係る利子は除く。)の 2 分の 1 以内。(千円未満切捨て)</p> <p>上記対象融資制度「1 から 3」のみの場合、上限 5 万円。</p> <p>ただし、対象融資制度「1 から 3」と「4 から 7」の制度と併せて受ける場合については、上限 10 万円とする。(例:1 と 4 など)</p> <p>「4 から 7」の場合は上限 10 万円とする。</p>	
保証料助成	<p>令和 3 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までに新規に借り入れた対象の各融資の初回に支払った保証料の 2 分の 1 以内(千円未満切捨て、上限 5 万円)</p>	
申請手続	<p>令和 4 年 1 月 5 日(水)から令和 4 年 1 月 21 日(金)までに南丹市商工会に申請して下さい。(申請用紙は、南丹市商工会本所、各支所にあります)</p>	

申請書類	・南丹市小規模企業支援事業補助金交付申請書(様式第1号) ・添付書類 (1) 申請者の住民票の写し(法人にあっては、登記簿謄本の写し) (2) 市税を完納していることを証する書類 (3) 金融機関の発行する支払額明細書(返済予定表) (4) 利子及び保証料の支払いを証する書類又はその写し ※令和元年度及び令和2年度に申請された方は下記の一部書類を省略できます。 ア)住所、氏名(名称)に変更がない方・・・(1)の書類を省略できます。 イ)令和2年以前に補助を受けた融資について引き続き利子補給を受けられる方は「返済予定表」の提出を省略できます。
------	---

★詳細については、商工会 本所・各支所までお問い合わせください。



## 新型コロナウイルス感染症に係る 雇用調整助成金の特例措置を延長します



雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当相当額等を助成するものです。

### ※延長について※

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年12月末までを期限に雇用調整助成金の特例措置を講じてきましたが、この特例措置は令和4年3月31日まで以下の通りとなります。

### ■特例措置の内容

判定基礎期間の初日		令和3年 5月～12月末	令和4年	
			1月・2月	3月
中小 企業	原則的な措置	4/5 (9/10) 13,500円	4/5 (9/10) 11,000円	4/5 (9/10) 9,000円
	地域特例(※1)	4/5 (10/10)	4/5 (10/10)	
	業況特例(※2)	15,000円	15,000円	

※金額は一人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合

※1 地域特例；緊急事態宣言の実施区域、又は、まん延防止等重点措置の対象区域(職業安定局長が定める区域)において都道府県知事による営業時間の短縮等の要請等に協力する事業主等

※2 業況特例；生産指標(売上等)が最近3か月の月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少の全国の事業主

\*詳細は、厚生労働省HPでご確認ください。

※令和4年1月4日現在の情報です。変更となる可能性があります。



# 事業復活支援金のご案内



……コロナの影響で売上げが減少している皆様へ……

2022年3月までの見通しを立てられるよう、コロナ禍で大きな影響を受ける事業者、地域・業種問わず、固定費負担の支援として、5か月分の売上高減少額を基準に算定した額を一括給付します。

- \*対象者 新型コロナウイルスの影響で、  
2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、  
2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と  
比較して50%以上または30%以上減少した事業者  
(中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主)

\*給付額

○上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高※ 1億円以下	年間売上高※ 1億円超～5億円	年間売上高※ 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%～50%	30万円	60万円	90万円	150万円

※基準月(2018年11月～2021年3月の間で売上の比較に用いた月)を含む事業年度の年間売上高

○算出式 給付額は、上記で定めた上限額を超えない範囲で、  
「基準期間※1の売上高」と「対象月※2の売上高」に5をかけた額との差額

$$\text{給付額} = (\text{基準期間※1の売上高}) - (\text{対象月※2の売上高}) \times 5$$

※1 2018年11月～2019年3月、2019年11月～2020年3月、2020年11月～2021年3月のいずれかの期間のうち、売上高の比較に用いた月を含む期間。

※2 2021年11月～2022年3月のいずれかの月

\*開始時期 所要の準備を経て、申請受付開始予定  
(お問い合わせ先 現在準備中)

※詳細がわかりましたら、南丹市商工会ホームページでも掲載いたします。



# 令和元年度補正予算小規模事業者持続化補助金〈一般型〉



小規模事業者自らが自社の経営を見つめ直し、経営計画を作成した上で行う販路開拓の取り組み等の経費の一部を補助するものです。

《一般型》（販路開拓に加えて業務の効率化の経費が補助対象）

- ① 販促用チラシの作成・配布、HP 作成、販促品の調達・配布
- ② 商談会・見本市への出展（海外を含む）
- ③ 新たな販路開拓に必要な機械装置等の導入
- ④ 商品パッケージ（包装）の改良
- ⑤ 店舗改装（小売店の陳列棚の改良・飲食店の店舗改修など）
- ⑥ 新商品・新サービスの開発

・補助金額等

	一般型（補助率 2/3）	
	① 一般型	② 特定創業支援等
補助上限額	50万円	+50万円
備考	全申請者に適用	適用条件あり

・公募スケジュール（一部予定）

《一般型》

- 第7回受付締切 2022年2月4日（金）  
事業実施期間 交付決定日～2022年11月30日（水）まで
- 第8回受付締切 2022年6月初旬頃
- 第9回 // 2022年10月初旬頃
- 第10回 // 2023年2月初旬頃（最終）

※なお、応募およびその後の申請手続きにおいては、従来の郵送方式のほか単独申請者については、補助金申請システム（名称：J グランツ）による電子申請の利用が可能となります。

J グランツを利用するにはG ビズ ID プライムアカウントの取得が必要です。同アカウントは、事業者情報の再入力の手間を省くため、採択後の手続きにおいても活用いただけます。

★詳細については、商工会 本所・各支所までお問い合わせください。



## 令和2年度第3次補正予算小規模事業者持続化補助金<低感染リスク型ビジネス枠>



本事業は、コロナ対策として顧客や従業員等との接触機会を今よりも減らすため、新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入を行う小規模事業者を支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

●補助上限：100万円

●補助率：3/4

### 【補助金の活用例】

- キッチンカー導入による地元食材を使ったカレーのテイクアウト販売
- 地場野菜・銘菓が買える看板型自動販売機による非対面販売事業
- 自動セルフチェックインシステム機導入による旅館業の低感染経営
- 新規事業としてのオンライン美容カウンセリングのWebシステム導入
- 無観客イベントが可能なオンライン配信サイト構築
- カフェテーブル席の個室化のための店舗改装
- 店内商品をネットで販売するためのECサイト構築
- 自動見積システムと職人マッチングアプリによるオンライン受発注管理
- 賃貸物件オンライン内覧用動画制作と電子契約システムの導入による非対面化
- オンライン英会話レッスン講座新設のためのWebサイト構築

### 【公募期間】

公募は通年で行っており、以下の通り複数回の締切を設けています。(受付締切時間はいずれも17時)。なお、日程は予定であり、変更する場合がありますので、事務局HPより最新の状況をご確認ください。

第6回 2022年 3月9日(水)

### 【申請方法】

申請は、補助金申請システム(名称：Jグランツ)でのみ受け付けます。

★詳細は、「小規模事業者持続化補助金<低感染リスク型ビジネス枠>」HP

<https://www.jizokuka-post-corona.jp/>

★申請等について、商工会 本所・各支所までお問い合わせください。



# 事業再構築補助金について



ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための企業の思い切った事業再構築を支援します。

【対象】新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編またはこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する以下の要件をすべて満たす中小企業

- 1) 申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高がコロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
- 2) 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。
- 3) 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加の達成。

<中小企業>

- ・通常枠 補助額 100万円～6,000万円 補助率 2/3
- ・卒業枠 補助額 6,000万円超～1億円 補助率 2/3

●公募期間 第5回の受付は、令和4年1月中に開始する予定です。

※申請は、電子申請となりますので、「G Biz ID プライムアカウント」の取得が必要です。

★詳細については、事業再構築補助金事務局ホームページをご確認ください。

<https://jigyousaikouchiku.go.jp/>

★お問い合わせ：制度全般に関するコールセンター

<ナビダイヤル>0570-012-088

< IP 電話用 >03-4216-4080 受付時間 9:00～18:00（日・祝日は除く）

中小企業経営者のみなさまへ

**国が準備したセーフティネット**

**安心の材料をご提供します。**

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください  
 共済相談室 TEL. 050-5541-7171  
 【受付時間】 平日 9:00～17:00

**小規模企業共済制度**

●制度の特長

- 1 経営者のための**退職金制度**  
小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が喪業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は**全額所得控除**  
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除されます。
- 3 受取時も**税制メリット**  
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

- 契約者貸付けの利用が可能  
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。
- 共済金の受給権は差押禁止  
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外に差押禁止債権として保護されます。

**経営セーフティ共済**

●中小企業倒産防止共済制度の特長

- 1 掛金の10倍の範囲内で**最高8,000万円**まで貸付け  
「回収困難となった先掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付け金額に応じて5年～7年（償還期間6か月を含む）で毎月均等償還です。
- 2 貸付条件は**無担保・無保証人**  
共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。
- 3 掛金は**税法上損金（法人）**または**必要経費（個人事業）**に  
掛金月額は、5千円～20万円（5千円単位）で自由に選べます。

**チャットボット**

24時間・365日  
お問い合わせにお答えします

加入・借金のご質問は  
こちらをクリック  
24時間いつでも  
チャットで質問可能です

小規模企業共済

検索

加入・借金のご質問は  
こちらをクリック  
24時間いつでも  
チャットで質問可能です

経営セーフティ共済

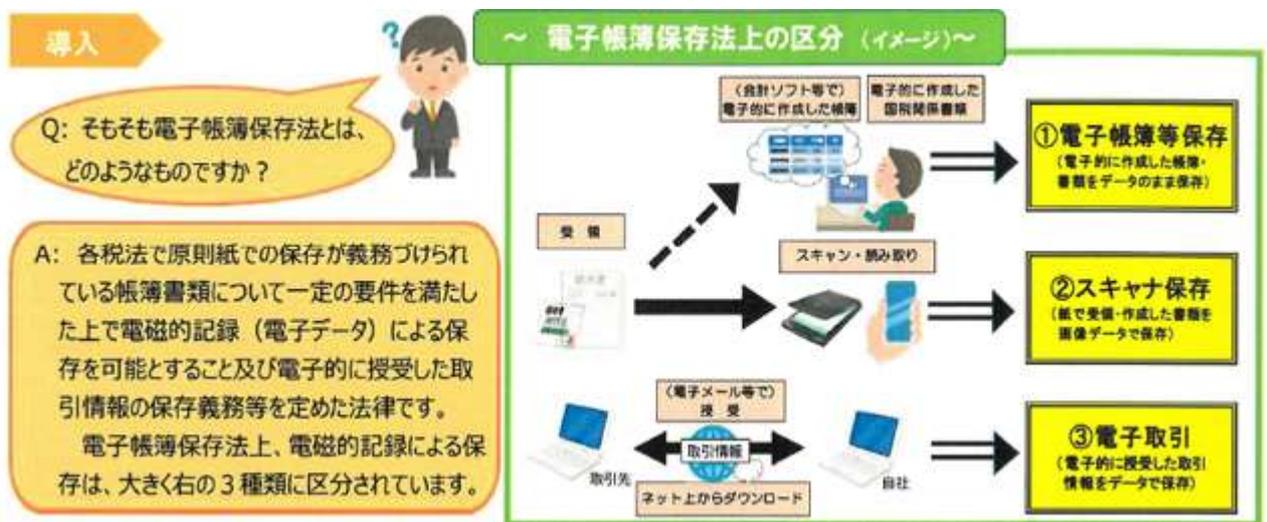
検索



# 電子帳簿保存法が改正されました



経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和3年度の税制改正において「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(電子帳簿保存法)」の改正等が行われ、帳簿書類を電子的に保存する際の手続き等について抜本的な見直しが行われました。(令和4年1月1日施行)



(国税庁パンフレットより抜粋)

## ① 電子帳簿等保存

会計ソフト等で電子的に作成した帳簿書類については、一定の要件の下で、電子データ等による保存が認められるというものです。

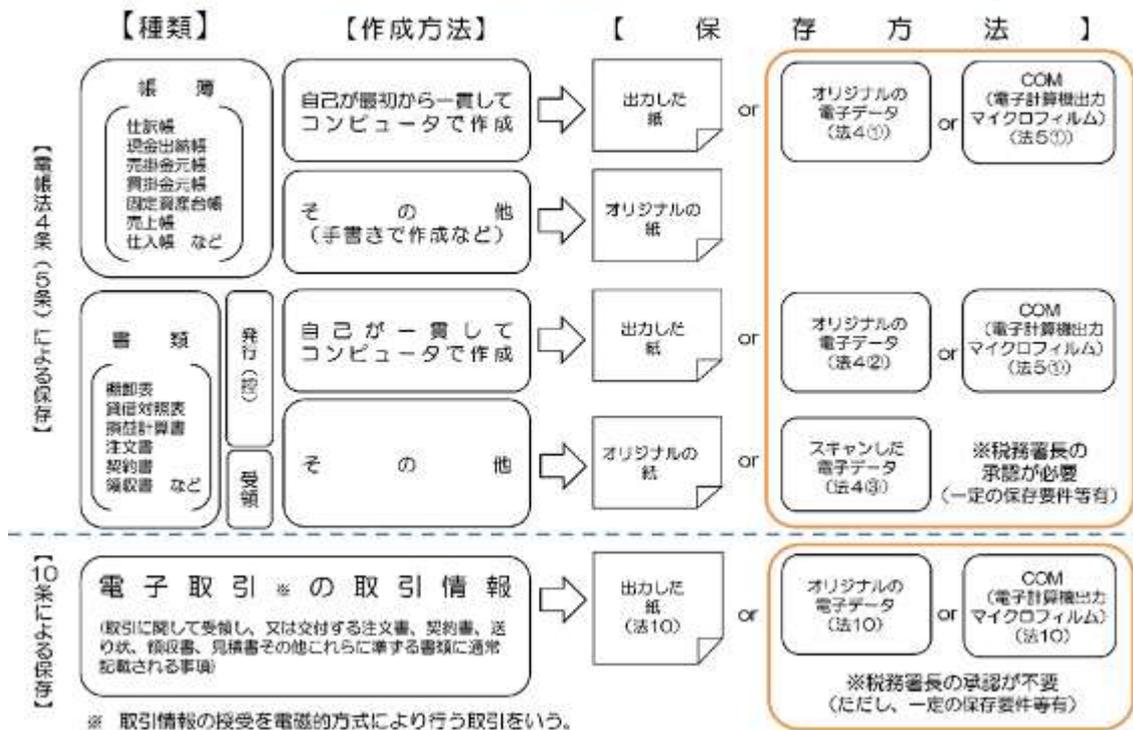
## ② スキャナ保存

取引の相手先から受け取った請求書等及び自己が作成したこれらの写し等の書類(決算関係書類を除く)について、書面による保存に代えて一定の要件の下でスキャン文書による保存が認められるというものです。

## ③ 電子取引

所得税及び法人税の保存義務者が電子取引を行った場合には、電子取引により授受した取引情報(注文書、領収書等に通常記載される事項)を電子データにより保存しなければならないというものです。

## 帳簿書類等の保存方法



(国税庁 HP より抜粋)

### \*\*\*\*電子取引データの保存方法をご確認ください\*\*\*\*

申告所得税・法人税に関して帳簿書類の保存義務がある、全ての方を対象として令和4年1月以降に請求書・領収書・契約書・見積書などに関する電子データを送付・受領した場合には、その電子データを一定の要件を満たした形で保存することが必要です。なお、令和5年12月31日までの2年間は、保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差支えありません(事前申請等は不要)。令和6年1月からは、保存要件に従った電子データの保存が必要ですので、そのために必要な準備をお願いします。

#### ★電子取引とは

取引情報の授受を電磁的方法により行う取引のことです。

この取引情報とは、取引に関して受領し、または交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいいます。

具体的には、いわゆる EDI(電子データ交換)取引【商取引に関する情報などのビジネス文書を専用回線や通信回線を通じて企業間でやり取りする仕組み】、インターネット等による取引、電子メールにより取引情報を授受する取引(添付ファイルによる場合を含む)、インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引等をいいます。



### 保存すべき電子データは？

紙でやりとりしていた場合に保存が必要な情報が含まれる電子データ

例)請求書、領収書、契約書、見積書など

- 受け取った場合だけでなく、送った場合についても保存が必要です
- 例えば、電子メールの本文・添付ファイルで請求書に相当する情報をやりとりした場合や、WEB 上で行った備品等の購入に関する領収書に相当する情報がサイト上でのみ表示される場合には、それぞれの電子データを保存する必要があります (PDF やスクリーンショットによる保存も可)



### どのように保存する必要があるの？

- 改ざん防止のための措置をとる

「タイムスタンプ付与」や「履歴が残るシステムの導入」といった方法以外にも「改ざん防止のための事務処理規定を定める」でも構いません。

(国税庁HPで事務処理規定のサンプルが公表されています。)

- 「日付・金額・取引先」で検索できるようにする

専用システムを導入していなくても、①索引簿を作成する方法や、②規則的なファイル名を設定する方法でも対応が可能です。

※2年(期)前の売上が1000万円以下であって、税務調査の際にデータのダウンロードの求め(税務職員への提示等)に対応できる場合には、検索機能の確保は不要です。

- ディスプレイ・プリンタ等を備え付ける

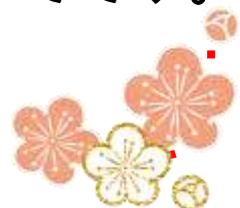
電子帳簿保存法の取扱通達やQ & Aについては、国税庁HPに掲載されています。

<https://www.nta.go.jp>

**南丹市プレミアム付き商品券の換金期間は、**

**令和4年2月15日(火)までです。**

**お忘れのないよう、ご注意ください。**





## 女性部活動報告

### 発信委員会「くろーばー」Vol.18 発行

全女性部事業所紹介、【第2弾】の園部地区のスタンプラリー付きのくろーばーを発行がされました。次回は【第3弾】2月発行の八木地区の予定です。



### 学び交流委員会 アレンジメント・生け花教室

12月17日(金)南丹市園部文化会館にてクリスマス用アレンジメント・お正月用生け花教室が開催されました。女性部員の畑講師に教えていただき、皆さん楽しく笑顔で取り組まれていました。





## 南丹市内の中小企業を **南丹市商工会は** **ながく つよく さぽ~と します！！**

### 挑戦を サポート

創業や経営革新の支援をサポートします。  
新規創業や再チャレンジ・第二創業・農商工連携・経営革新・  
知恵の経営等に前向きな企業の「挑戦」を支援します。

### 進化を サポート

質の高い経営・効率の良い経営に向けて、低コスト対策・技術  
向上・従業員教育等に前向きな企業の「進化」に対して支援し  
ます。また、ホームページなどの作成支援もします。

### 安心を サポート

わずらわしい労働保険事務の手続き、記帳機械化代行・記帳指  
導、PL 保険、小規模企業共済、倒産防止共済のほか、事業主  
や企業に役立つ各種共済制度の提案や、決算・確定申告・税務  
手続きに対し「安心」を支援します。

### 躍進を サポート

後継者の育成や事業承継の支援のほか、講習会・講演会の開催  
を通じて必要な知識の習得や個別指導を通じて企業の「躍進」  
を支援します。

### もっと サポート

最新の経営に関する施策の各種情報を分かりやすい内容で発  
信します。また、企業商品の販路開拓を目指し、各種展示会や  
物産展の情報を発信すると共に観光資源についても「もっと」  
支援します。

### ずっと サポート

事業に必要な資金（融資）の相談をはじめ、経営診断、経営危  
機に対しての経営安定相談など「ずっと」支援します。

★どんなことでもお気軽にご相談ください！



- |            |               |               |
|------------|---------------|---------------|
| ☆ 本所(八木支所) | 八木町八木東久保 28-1 | ☎0771-42-5380 |
| ☆ 園部支所     | 園部町上本町南 2-22  | ☎0771-62-0766 |
| ☆ 日吉支所     | 日吉町殿田尾崎 8-1   | ☎0771-72-0224 |
| ☆ 美山支所     | 美山町島島台 51     | ☎0771-75-0021 |

《日吉・美山各支所は、開所日 月・水・金 10:00~16:00》  
南丹市商工会ホームページ <http://nantan.kyoto-fsci.or.jp/>  
e-mail [nantan-sci@kyoto-fsci.or.jp](mailto:nantan-sci@kyoto-fsci.or.jp)